

資料17 維持管理業務対象範囲

	諸室	①建築物保守管理業務			②建築設備保守管理業務			③外構等維持管理業務			④環境衛生・清掃業務			⑤警備保安業務		⑥修繕業務			
		日常（巡視） 保守点検業務	定期保守 点検業務	故障・ クレーム対応	運転・監視業務	定期保守 点検業務	故障・ クレーム対応	定期保守 点検業務	植栽管理業務	故障・クレーム対 応	環境衛生業務	清掃業務	廃棄物処理業務	防犯・警備業務	防火・防災業務	修繕業務			
本 事 業 の 対 象 施 設 （ 屋 内 ）	公共専有部	教育センター	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●		
		子ども発達センター	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		子ども家庭支援セン ター	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		保健センター	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		休日・準夜急患こどもクリニック	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		市機能一体利用エリア	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		サポートセンターまちだ	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		木曽地区協議会	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	
		東京都立児童相談所	児童相談所エリア	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●
			一時保護所エリア	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	● ※1	●	●	●	●	●
			子育て世代の居場所エリア	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●
	公共施設内の共用部 （授乳室、トイレ、給湯室）	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●		
共用部分 （合築建物全 体）	エントランス、管理室、管理人控室、清掃 員控室、機械室、廊下・階段、EV	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	—	—	—	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2	▲ ※2		
民間専有部	必須事業（居場所事業を含む）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	民間施設内の共用部	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※1 日常清掃は含めないものとする。

※2 共有部分（合築建物全体）のうち公共施設に至るまでの部分は、公共施設と同等の水準で維持管理を行うこと。サービス対価の構成は、「募集要項第5章第5節 提案価格の上限」に示す。

<業務の実施形態の凡例>

● …サービス対価に含まれるもの

▲ …サービス対価に含まれるもの（公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、共用部分の公共施設分）

— …サービス対価に含まれないもの

○ …民間収益事業として運営収入により賄うもの

	諸室	①建築物保守管理業務			②建築設備保守管理業務			③外構等維持管理業務			④環境衛生・清掃業務			⑤警備保安業務		⑥修繕業務			
		日常(巡視)保守点検業務	定期保守点検業務	故障・クレーム対応	運転・監視業務	定期保守点検業務	故障・クレーム対応	定期保守点検業務	植栽管理業務	故障・クレーム対応	環境衛生業務	清掃業務	廃棄物処理業務	防犯・警備業務	防火・防災業務	修繕業務			
本事業の対象施設(屋外)	公共専有部	屋外広場1(子ども発達センター)	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
		屋外広場2(地域開放)	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
		体験学習スペース(教育センター)(屋外or建物屋上)	【屋外の場合】	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			【建物屋上の場合】	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●
		屋外運動場1(教育センター)(屋外or建物屋上)	【屋外の場合】	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			【建物屋上の場合】	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●
		屋外運動場2(児童相談所)(屋外or建物屋上)	【屋外の場合】	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			【建物屋上の場合】	●	●	●	●	●	●	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●
		駐車場	公用 15台	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			子ども発達センター 児童・生徒送迎用	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			(マイクロバス72台) 子ども発達センター 停車スペース(マイクロバス3台分)と障害者等用駐車区画(乗用車2台分)	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
			児童相談所 緊急車両用寄り付きスペース	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
		駐輪場	来訪者用 65台	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
公用 30台	—		—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
外構(公共専有) 植栽・緑地、歩行者空間、案内標識・案内板、外灯、その他	—	—	—	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
外構共用部分(合築建物全体)	植栽・緑地、歩行者空間、案内標識・案内板、外灯、その他	—	—	—	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3	▲※3		
民間専有部	必須事業(駐車場事業) ※公共施設利用者用(来訪者用80台)を含む	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	提案施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		

※3 外構共有部分(合築建物全体)のうち、公共施設に至るまでの部分は、公共施設等と同じ水準で維持管理を行うこと。サービス対価の構成は、「募集要項第5章第5節 提案価格の上限」に示す。

<業務の実施形態の凡例>

- …サービス対価に含まれるもの
- ▲ …サービス対価に含まれるもの(公共施設と民間施設の専有面積按分に基づいて算出した、共用部分の公共施設分)
- …サービス対価に含まれないもの
- …民間収益事業として運営収入により賄うもの